

育児休業規定の改善 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 2月 1日～ 2028年 1月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上に近づけること

女性社員・・・取得率を80%以上に近づけること

<対策>

- 2025年 3月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直しなど）・実施
- 2025年 4月～ 育児介護休業法に基づき、社内の育児休業規定を改正する

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 2025年 3月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 2025年 4月～ 制度導入
社内報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標3：2025年 12月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2025年 4月～ 当面、対象社員の調査・懇談
- 2025年 5月～ 総務部で問題点の検討
- 2025年 7月～ ノー残業デーの実施
社内メールなどによる社員への周知
(毎月)